

令和 7 年 第 9 回  
教育委員会定例会  
会議録

令和 7 年 9 月 30 日

学校教育部 教育総務課

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和7年第9回教育委員会定例会
開催日時	令和7年9月30日（火） 開会時刻午後2時05分 閉会時刻午後2時36分
開催場所	朝霞市役所 大会議室（奥）
出席者の職・氏名	別紙のとおり
欠席者の職・氏名	別紙のとおり
議題	別紙のとおり
会議資料	別紙のとおり
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間
	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 出席者全員による確認	
傍聴者の数	0人
その他の必要事項	一部非公開

令和7年第9回

教育委員会定例会

令和7年9月30日(火)  
午後2時05分から  
午後2時36分まで  
朝霞市役所大会議室(奥)

- 1 開会宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会議録の承認・訂正
- 4 教育長月間行事の承認
- 5 教育長の報告
- 6 議案の審議
- 7 その他
- 8 閉会宣言

---

出席者

教育委員会教育長	二見 隆久
教育委員会教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会委員	高橋松久
教育委員会委員	森島史枝
教育委員会委員	上野正道

説明のための出席者

学校教育部長	福士昌三
生涯学習部長	奥山雄三郎
学校教育部次長兼教育総務課長	関口豊樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	長谷修
生涯学習部参事兼中央公民館長	堀川政昭
教育管理課長	横瀬修克
教育指導課長	手島牧子
学校給食課長	星加敏昭
文化財課長	藤原真吾
図書館長	増田潔

事務局

教育総務課主幹兼課長補佐	河本幸雄
--------------	------

教育総務課教育総務係長

佐藤 卓

教育総務課教育総務係主任

馬見塚 由子

欠席者

なし

---

(会議議題)

◎ 教育長報告事項

- ①いじめに関する調査結果について
- ②令和6年度朝霞市生徒指導上の諸問題調査について
- ③令和7年度埼玉県学力・学習状況調査について
- ④令和7年度中学校全国・関東大会の結果について
- ⑤令和7年度親子 de 給食センター探検について
- ⑥令和7年度朝霞市人権教育推進協議会現地研修会について
- ⑦夏休み親子陶芸教室について
- ⑧小学生スポーツ教室について
- ⑨スポーツ射撃体験会について
- ⑩令和7年度溝沼子どもプールについて
- ⑪第40回サマーフェスティバルについて
- ⑫令和7年度夏季休暇期間放課後子ども教室事業について
- ⑬令和7年度第2回朝霞市立図書館協議会について

◎ 提出議案

- 議案第56号 朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を決定することについて
- 議案第57号 令和8年度当初朝霞市教職員人事異動方針を定めることについて
- 議案第58号 朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について
- 議案第59号 朝霞市教育委員会職員の人事について
- 議案第60号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて

---

(資料一覧)

令和7年9回教育委員会定例会日程

教育長月間行事

- 令和6年度朝霞市生徒指導上の諸問題調査について
- 令和7年度埼玉県学力・学習状況調査について
- 令和7年度中学校全国・関東大会の結果について
- 令和7年度親子 de 給食センター探検について
- 令和7年度朝霞市人権教育推進協議会現地研修会について
- 夏休み親子陶芸教室について
- 小学生スポーツ教室について
- スポーツ射撃体験会について

令和7年度溝沼子どもプールについて

第40回サマーフェスティバルについて

令和7年度夏季休暇期間放課後子ども教室事業について

令和7年度第2回朝霞市立図書館協議会について

朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を決定することについて

令和8年度当初朝霞市教職員人事異動方針を定めることについて

朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について

朝霞市教育委員会職員の人事について

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### ◎ 1 開会宣言

○二見教育長

ただいまから令和7年第9回朝霞市教育委員会定例会を開きます。

### ◎ 2 会議録署名委員の指名

○二見教育長

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日開催の会議における会議録の署名につきましては、平木教育長職務代理者にお願いしたいと存じます。

### ◎ 3 会議録の承認・訂正

○二見教育長

次に、会議録の承認でございます。

令和7年第8回教育委員会定例会の会議録について、追加、訂正等があればお申し出いただきたいと思います。

追加、訂正がなければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

異議がございませんので、原案のとおり承認することといたします。

次に、本日の議事でございますが、教育長報告事項が13件、提出議案が5件でございます。

なお、本日の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に該当するものはございませんでした。

さて、ここで議事を非公開とすることについて発議させていただきます。教育長報告事項の1点目「いじめに関する調査結果について」につきましては、児童生徒の個人情報保護の観点から、また、議案第60号「朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて」につきましては、人事に関する案件でございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議を非公開とすることを御提案します。なお、会議を非公開にするには、非公開の発議を出席者の3分の2以上の多数で議決した場合でございます。これより、採決いたします。

教育長報告事項1点目並びに議案第60号につきまして、議事を非公開とすることに賛成の者の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手総員です。よって、教育長報告事項1点目並びに議案第60号につきましては、議事の最後に非公開で行うことと決します。

---

#### ◎4 教育長月間行事の承認

##### ○二見教育長

次に、教育長月間行事の承認に入ります。

令和7年8月の教育長月間行事実績及び令和7年10月の教育長月間行事予定につきましては、配付資料のとおりとなります。

これらの行事につきまして、御異議ございませんか。

異議がございませんので、教育長月間行事を資料のとおり承認することにいたします。

---

#### ◎5 教育長の報告

##### ○二見教育長

次に、教育長の報告に入ります。

事前に配付しております、教育長報告事項のうち、2点目から4点目以外につきましては、担当からの説明を省略します。

2点目から4点目の説明後に、質疑応答に入ることといたします。

それでは、教育長報告事項2点目につきまして、説明をお願いします。

教育指導課長。

##### ○説明員・手島教育指導課長

教育長報告事項2点目、令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査、文部科学省実施の結果でございます。

まず、不登校に関する調査結果でございます。1ページ目を御覧ください。令和6年度は小学校は増加し中学校はわずかに減少しております。さまざまな支援により子ども達をサポートしてきた成果もあるかと考えられますが、全体としては増加となっているため、不登校は依然として喫緊の課題です。特に進級時に、不登校になり、そのまま継続してしまう傾向がございます。個々の躊躇に寄り添い、関係機関とよりよい支援を検討してまいります。次に2ページ、いじめに関する調査結果でございます。こちらは、毎月のいじめ報告と照らし合わせて報告をしております。

3ページ目は、暴力行為の発生件数でございます。こちらは、令和5年度と比較して、小学校は3件増加、中学校は8件増加した結果となりました。多くは生徒間のトラブルから発生しております。教育指導課からは、以上でございます。

##### ○二見教育長

続いて、教育長報告事項3点目につきまして、説明をお願いします。

教育指導課長。

##### ○説明員・手島教育指導課長

教育長報告事項の3点目、令和7年度埼玉県学力・学習状況調査について御報告申し上げま

す。

今年度の結果が送付されたので、別紙を御覧ください。小学校4年生から中学校3年生まで、全ての教科において、埼玉県の正答率を上回る結果となっております。特に、小学校4年生の国語、中学校3年生の数学と英語においては5ポイント以上、上回る結果となりました。

学校ごとの結果につきましては、各学校が直接ダウンロードすることとなっております。これらを学力向上プランや授業改善等にいかしてまいります。

以上でございます。

○二見教育長

続いて、教育長報告事項4点目につきまして、説明をお願いします。

教育指導課長。

○説明員・手島教育指導課長

教育長報告事項4点目、令和7年度中学校全国・関東大会の結果につきまして教育指導課より、御報告いたします。

夏季休業中に各種目等で全国・関東大会が開催されました。

一中、二中、三中、四中において、多数の生徒が関東大会及び全国大会に出場し、健闘いたしました。

日程や生徒名につきましては、資料を御覧ください。以上でございます。

○二見教育長

教育長報告事項についての説明が終了となりました。それでは、非公開とされた、1点目以外の報告事項について、御質問をお受けします。

平木教育長職務代理者。

○平木教育長職務代理者

教育長報告事項2点目の「令和6年度朝霞市生徒指導上の諸問題調査について」の中の不登校についてでございますが、中学校の方では2年生の人数が最も多く97名となっているということですが、小学校では学年別ではどのようにになっているのでしょうか。

○二見教育長

教育指導課長。

○説明員・手島教育指導課長

手元にありますのが令和5年度末の調査となります。小学校ですと、小学6年生が一番多い人数になっております。小学1年生から申し上げます。小学校1年生が12名、小学校2年生が23名、小学校3年生が26名、小学校4年生が30名、小学校5年生が42名、小学校6年生が43名となっております。

○二見教育長

よろしいでしょうか。

○平木教育長職務代理者

はい。低学年のうちでは少ないようですので、だんだんそれが継続して高学年になっていくと増えていくということなのだと思うのですが、やはり低学年のうちからしっかりと見守って対処していくことが必要かなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○二見教育長

他にございますか。森島委員。

○森島委員

同じく教育長報告事項2点目の不登校児童についてですが、中学校の方で10名減少ということで、不登校全体が増えている中で昨年度よりも10名減っているというのには、何か考えられる要因はあるのでしょうか。

○二見教育長

教育指導課長。

○説明員・手島教育指導課長

先ほどちょっと説明の中でも申し上げましたが、中学校におけるさわやか相談室での対応、教室には行けないけれど、さわやか相談室であればそこで勉強ができる。もしくはオンライン等で教室とつながって、双方向でやりとりができるることによって出席日数としてカウントすることができている。A I ドリルもその中で使われているのですが、そういった端末を活用したところでつながって出席日数としてカウントできる部分と、さわやか相談室等での相談室登校で若干増えているのではないかと思います。

○森島委員

ありがとうございます。

○二見教育長

他に御質問等はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは御質問がないようですので、これで教育長の報告を終わります。

---

◎6 議案の審議 議案第56号 朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を決定することについて

○二見教育長

次に、議案の審議に入ります。

議案第56号 朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を決定することについてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第56号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、令和7年度朝霞市教育委員会表彰の被表彰者の決定に関するもので、「学業等において優秀な成績をおさめた個人及び団体」について、その功績を称えるため推薦するものでございます。

今回は、48件を推薦しております。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案について質疑をお願いします。

○二見教育長

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第56号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

◎6 議案の審議 議案第57号 令和8年度当初朝霞市教職員人事異動方針を定めることについて

○二見教育長

次に、議案第57号 令和8年度当初朝霞市教職員人事異動方針を定めることについてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第57号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、令和8年度当初朝霞市教職員人事異動方針を定めることについて議決を求めるものでございます。

埼玉県教育委員会の令和8年度当初人事異動方針は、「第4期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、基本方針として次の8点が示されております。

1 本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して、教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。

2 本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。

3 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。

4 本県教育水準の向上を図るため、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。特に、市町村立小・中学校等（さいたま市立学校を除く。）の教職員の人事異動については、市町村教育委員会の内申を尊重して行う。

5 新規採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。

6 役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験をいかすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。

7 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、管理職への積極的な登用に努める。

8 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

朝霞市教育委員会としましては、埼玉県教育委員会の基本方針に即しながら、特に次の事項について配慮し、令和8年度当初朝霞市教職員人事異動を実施したいと考えております。

1 各学校の気風を刷新し、充実した教育活動の推進を図るため、適材を適時に適所に配置し、積極的な人事異動を行う。

児童生徒一人一人が生き生きとして学校生活を送り、心豊かな人間の育成を目指し、「魅力ある学校づくり」に努めてまいります。そのためには、各学校の気風の停滞を防ぎ、教職員の特性や能力、職務経験を考慮して、適材を適時に適所に配置し、教育効果の高揚が図られるよう人事異動を進めてまいります。

2 学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮するとともに、各学校の活力を高め、教職員組織の充実を図るように努める。

人事異動は、教職員の男女比や年齢構成を配慮しながら、これまで以上に各学校の教職員組織が充実し、活性化が図られるよう努めてまいります。

3 同一校における勤続7年以上の者の計画的・積極的な人事異動を行う。

同一校の長期勤務による気風の停滞を防ぐため、また、教職員にとっても職務経験を豊かにするため、同一校在職7年以上の者の計画的・積極的な異動により、10年以内に異動を行います。

人事異動の実施に当たっては、校長と連絡を密にし、教職員の勤務年数・担当学年・校務分掌など校内事情を考慮して推進いたします。

4 新規採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、早期に多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後3年以上6年以内に異動を行う。その際、市町村間異動を原則とする。

各学校には、児童生徒の教育活動、教職員の教育実践にもそれぞれ特色があります。そのため、勤務年数の浅いうちに異動させ、多様な経験を積ませることは人材育成の観点からも、極めて大切なことと考え、新採用者については、採用後3年以上6年以内に、原則、市町村間異動を行ってまいります。

5 役職定年後の教職員及び再任用職員については、その豊かな経験がいかされ、各学校の調和のとれた学校運営に資するよう、適切な配置に努める。

公的年金制度の改正を背景に地方公務員法が一部改正され、定年退職者等を対象とした再任用制度が実施され、更に、定年年齢の段階的引き上げに伴い、現在は役職定年も含めた新たな制度となっております。

いずれにいたしましても、当該教職員のもつ豊かな経験が、勤務する学校の調和のとれた学校運営にいかされるよう、適切な配置に努めてまいります。

6 女性教職員の個々の能力、適正等を考慮し、管理職への積極的な登用、適切な配置に努め

る。

女性活躍推進法が制定され、女性がその個性と能力を十分に発揮して活躍することが重要となっていることから、特に女性教職員を適所に配置できるよう努めてまいります。

7 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

障害者雇用促進法の改正により、障害のある方に対して合理的配慮を行うとともに、障害の状況や適性等を十分に配慮するよう努めてまいります。

以上7点を朝霞市教職員人事異動方針として、各校長、各市町教育委員会及び南部教育事務所と連携を図りながら、円滑に令和8年度当初の人事異動を進めてまいりたいと考えております。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案について質疑をお願いします。

○二見教育長

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第57号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

◎6 議案の審議 議案第58号 朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について

○二見教育長

次に、議案第58号 朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第58号の提案理由の説明を申し上げます。本議案は、朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則につきまして、議決を求めるものでございます。

改正の内容といたしましては、物価高騰に伴う給食用食材の価格高騰に対応するため、令和7年10月1日から、小学校の給食費を現行の月額4,700円から1,300円改定し、6,000円とし、中学校の給食費を月額5,300円から1,500円改定し、6,800円とします。

これに伴い、試食会等における1回当たりの給食費及び還付額についても、小学校は現行の280円から75円改定し355円に、中学校は315円から90円改定し405円とします。

また、今回は改定幅が大きいことから、保護者負担軽減策として、現在実施している、小中学校ともに一律500円の支援に加えて、小学校650円、中学校750円を支援することにより、保護者負担軽減額は、小学校1,150円、中学校1,250円となり、10月1日改定後

の保護者負担額は、小学校4, 850円、中学校5, 550円となります。

なお、保護者負担軽減策につきましては、令和8年3月31日まで実施します。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案について質疑をお願いします。

○二見教育長

よろしいでしょうか。質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第58号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩といたします。

---

(暫時休憩)

---

◎6 議案の審議 議案第59号 朝霞市教育委員会職員の人事について

○二見教育長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議案第59号 朝霞市教育委員会職員の人事についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

本議案は、朝霞市教育委員会職員の人事について議決を求めるものでございます。

今回の人事異動における教育委員会職員の異動状況は、教育委員会から他の執行機関へ出向する者が1人、教育委員会で新たに任用する者が1人で、他の執行機関から異動してまいります者でございます。

また、教育委員会内部で昇格・異動する職員は1人でございます。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案について質疑をお願いします。

○二見教育長

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第59号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

◎7 その他

○二見教育長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、その他に入ります。

非公開とされた案件以外で、事務局または委員の皆様から何かござりますか。

よろしいでしょうか。それでは、その他を終了します。

この際、暫時休憩といたします。これから会議を非公開といたします。関係説明員以外の方の退席を求めます。

(暫時休憩)

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項ただし書の規定により非公開】

◎5 教育長の報告 ①いじめに関する調査結果について

◎6 議案の審議 議案第60号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて

◎8 閉会宣言

○二見教育長

ここで、会議の非公開を解きます。

以上で、本日の議事は全て終わりました。

これをもちまして、令和7年第9回朝霞市教育委員会定例会を終わります。

本日はお疲れ様ございました。